

# 労働情報 **アシスト** ふうおか

**福岡労働者支援事務所で  
労働相談を受け付けています**

ひとりで悩まず、まずはご相談ください  
労働者、使用者どちらからの相談にも対応しています



解雇や職場の人間関係など労働に関する相談をお受けし、  
情報提供や助言を行うことで、**自主的な解決を支援**します。

☎ **092-735-6149**

福岡市中央区赤坂1-8-8  
福岡西総合庁舎 5階

※電話・来所いずれもOK!

※ 最終ページの地図参照

**相談無料**

**秘密厳守**

◆◆ **特別労働相談会のご案内** ◆◆

**予約優先**

## 日曜労働相談会

令和6年**11月24日（日）** 10時～18時（受付は17時30分まで）

必要に応じて**弁護士相談**（14時～18時）

## 解雇・雇止め集中相談会

令和7年**2月26日（水）**、**27日（木）** 9時～20時  
（受付は19時30分まで）

解雇・雇止め以外に関する相談も可能です。  
必要に応じて**弁護士相談** 2月26日（水）（15時～19時）

## お知らせ

# 福岡県の最低賃金は 令和6年10月5日から 1時間992円に引き上げ

最低賃金は正社員のみではなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等  
すべての労働者に適用されます。

派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

**問：最低賃金は、基本給以外の手当や残業代なども含め支給される賃金全額を対象として計算したらよいのですか？**

答： いいえ。

労働者に支払われる賃金のうち、最低賃金の対象となるのは**毎月支払われる基本的な賃金**です。

次に記載しているものは最低賃金の計算には含まれませんので注意が必要です。

- ①結婚手当などの臨時に支払われるもの
- ②ボーナス（賞与）
- ③所定外労働に対する賃金：残業代（時間外割増賃金）や休日割増賃金
- ④精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### Point Memo

**【最低賃金のチェック方法】** 下記の方法で計算した金額が最低賃金額以上かどうかをチェック

1. 時間給の場合      時間給
2. 日給の場合      日給÷1日の所定労働時間
3. 月給の場合      月給÷1箇月平均所定労働時間
4. 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合  
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した金額
5. 上記1～4の組み合わせの場合  
例えば基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、それぞれ上の2、3の式により時間額に換算し、それを合計した金額

- 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/> ← いろんなQ&Aが載っています！
- 特定の産業には特定最低賃金が定められています。
- 詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金室（電話 092-411-4578）またはお近くの労働基準監督署にお尋ねください。

お知らせ

## 令和6年10月1日から、社会保険等の適用対象が拡大

従業員数「51～100人」の企業等で働く短時間労働者(パート・アルバイト)について、以下の要件すべてに該当する場合、健康保険・厚生年金保険の加入対象になります。

- ☑ 週の所定労働時間が20時間以上（契約上20時間に満たない場合でも実労働時間が2か月連続で週20時間以上となり、それ以降も続く見込みのときは、3か月目から加入対象）
- ☑ 所定内賃金が月額8.8万円以上（基本給と手当の合計。残業代、賞与、通勤手当、臨時的な賃金等は含まず。精皆勤手当、家族手当も含まず）
- ☑ 2か月を超える雇用の見込みがある
- ☑ 学生ではない（休学中、定時制、通信制の方は対象）

※ 「従業員数」 = フルタイムで働く従業員数

+ 1週間の所定労働時間及び1月の所定労働日数が  
フルタイムの4分の3以上の従業員数

個人事業所は、個々の事業所ごとにカウントする。  
法人は、法人番号が同一の全事業所の従業員数を合計する。

## フリーランス・事業者間取引適正化等法 が 令和6年11月1日 から施行

この法律は、フリーランスと企業などの発注事業者との間の取引の適正化とフリーランスの就業環境の整備を目的に制定された法律です。

フリーランスに対して業務委託する発注事業者には守るべき義務があります。

- ・ 対象となるフリーランスは、業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
- ・ 対象となる発注事業者は、フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

詳しくは各省庁の  
特設ページへ



公正取引委員会  
[https://www.jftc.go.jp/flaw\\_limited.html](https://www.jftc.go.jp/flaw_limited.html)



中小企業庁  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>



厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaikaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaikaku/index_00002.html)

フリーランス・トラブル110番 0120-532-110

## 労働組合と使用者のトラブルの解決の相談は？

労働組合と使用者との労働問題のあっせん、不当労働行為救済申立ては、福岡県労働委員会へ。  
労使交渉が進展しないなどの労働問題解決のためのあっせんの相談は、労使どちらからも相談可能です。

福岡県労働委員会事務局調整課 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎7階  
☎092-643-3980 相談受付時間 8:30～17:15（土日祝日・年末年始を除く）

働く皆様に安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための  
国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

- ① 国の退職金制度！  
掛金の一部を国が助成します。
- ② 外部積立型でラクラク管理！  
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！  
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページ  
をご覧ください。

## よかばい・かえるばい企業参加事業所募集

働きやすい魅力ある職場づくりを目指して取り組んでいることをアピールしてみませんか？  
自社の働き方を見直すための取組を宣言・実行する「よかばい・かえるばい企業」への参加企業・事業所を募集しています。

### 【宣言例】

- 進捗管理を徹底し、業務の効率化を図ることで、時間外労働を削減します。
- 子育てや介護をしながら働き続けられる職場にします。
- テレワークを導入し、働きやすい環境を整備します。



まずは取り組みやすいこと  
から始めましょう！

### 参加特典 あります！

- 福岡県働き方改革推進事業ポータルサイトで自社の取組をPR
- 採用活動において、働き方改革に取り組む企業としてハローワークの求人票等でPR
- 最寄りの労働者支援事務所が、魅力ある職場づくりに役立つ最新の助成金や無料相談会、セミナー等の情報を提供
- 県の競争入札参加資格審査における「地域貢献活動評価」の加点対象

加点を受ける要件はこちら ▶



詳細・参加申し込みは下記↓ホームページをご覧ください！

CHANGE!  
HOW TO WORK

福岡県 働き方改革推進事業ポータルサイト

働き方がえるばい!

<https://hatarakikatakaeru.pref.fukuoka.lg.jp/>



福岡県が運営する働き方改革推進ポータルサイト「働き方がえるばい！」では、働き方改革に関するセミナーやイベントの情報発信に加え、「企業事例紹介」ページにおいて、過去に県の事業を活用して働き方改革を実践した企業の事例を紹介しています。

### 【発行者】

## 福岡県福岡労働者支援事務所

労働相談 ☎ 092-735-6149

相談受付時間 8:30~17:15  
(土日祝日・年末年始を除く)

福岡市中央区赤坂1-8-8  
福岡西総合庁舎5階

